

違反事業者及び課徴金額一覧

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免 制度の適用
				課徴金額	
1	東洋紙業株式会社 (2120001039189)	大阪市浪速区芦原一丁目3番18号	代表取締役 小川 淳	○ 3億1686万円	-
2	ナカバヤシ株式会社 (4120001086023)	大阪市中央区北浜東1番20号	代表取締役 湯本 秀昭	○ 3億1071万円	30%
3	共同印刷株式会社 (8010001002136)	東京都文京区小石川四丁目14番12号	代表取締役 藤森 康彰	○ 3億505万円	30%
4	株式会社ビー・プロ (7370001002729)	仙台市若林区六丁目の目西町4番1号	代表取締役 江馬 文成	○ 3362万円	-
5	株式会社谷口製作所 (1050001017087)	茨城県つくば市谷田部4354番地	代表取締役 谷口 一	○ 3292万円	-
6	トッパン・フォームズ株式会社 (4010401050341)	東京都港区東新橋一丁目7番3号	代表取締役 坂田 甲一	○ 1億9674万円	-
7	株式会社ディーエムエス (5010001023358)	東京都千代田区神田小川町一丁目11番地	代表取締役 山本 克彦	○ 7835万円	-
8	小林クリエイティブ株式会社 (5180301013959)	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地	代表取締役 小林 友也	○ 6567万円	-
9	光ビジネスフォーム株式会社 (5010101003318)	東京都八王子市東浅川町553番地	代表取締役 松本 康宏	○ 5772万円	-
10	東洋印刷株式会社 (3130001021789)	京都市伏見区中島中道町133番地	代表取締役 土谷 潤一郎	○ 2459万円	-
11	株式会社イセトー (4130001019931)	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地	代表取締役 高橋 明久	○ 2372万円	-
12	株式会社TLP(注3) (2011401007085)	東京都板橋区板橋一丁目53番2号	代表取締役 有野 正明	○ 2017万円	-
13	カワセコンピュータサプライ株式会社 (2120001077131)	大阪市中央区今橋二丁目4番10号EDGE淀屋橋	代表取締役 川瀬 啓輔	○ 1840万円	-
14	株式会社恵和ビジネス (8430001005435)	札幌市中央区南二条西十二丁目324番地1	代表取締役 渡辺 淳也	○ 1624万円	-
15	株式会社タナカ (1050001010075)	茨城県土浦市藤沢3495番地1	代表取締役 田中 司郎	○ 1414万円	-
16	株式会社ディーソール (2010001049249)	東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号	代表取締役 今村 勇雄	○ 1333万円	-
17	株式会社アイネット (7020001030145)	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号	代表取締役 坂井 満	○ 863万円	30%
18	株式会社アテナ (4011701000317)	東京都江戸川区臨海町五丁目2番2号	代表取締役 渡辺 剛彦	○ 630万円	-
19	日本電算機用品株式会社 (8010801008976)	東京都大田区蒲田四丁目2番14号	代表取締役 子田 清	○ 612万円	-
20	エースビジネスフォーム株式会社 (2010601000973)	東京都江東区潮見二丁目4番8号	代表取締役 小山 正	○ 389万円	-
21	株式会社高速 (5030001054673)	埼玉県川越市芳野台一丁目103番地の7	代表取締役 千葉 誠	○ 340万円	-
22	塚田印刷株式会社 (5140001069470)	兵庫県西宮市津門稻荷町11番12号	代表取締役 塚田 和範	○ 292万円	-
23	株式会社エム・エフ・テック(注4) (1110001026296)	新潟県南魚沼市津久野1112番地14	代表取締役 小山 初男	○ 196万円	-
24	株式会社田中印刷 (1130001015009)	京都市南区久世築山町452番地4	代表取締役 田中 辰法	○ -	-
25	三条印刷株式会社 (7430001019295)	札幌市東区北十条東十三丁目14番地	代表取締役 川口 理一郎	○ -	-
26	北越パッケージ株式会社(注5、6) (8010001028932)	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	代表取締役 川島 嘉則	- 1億8016万円	-
違反事業者数				26	
排除措置命令対象事業者数				25	
課徴金納付命令対象事業者数				24	
課徴金額の合計				17億4161万円	

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 株式会社TLPは、平成30年10月1日付けで、商号を東京ラインプリンタ印刷株式会社から現商号に変更したものである。

(注4) 株式会社エム・エフ・テックは、令和4年1月1日付けで、商号を高速紙工業株式会社から現商号に変更したものである。

(注5) 北越パッケージ株式会社は、平成30年7月1日付けで、商号をビーエフ&パッケージ株式会社から現商号に変更したものである。

(注6) 北越パッケージ株式会社は、令和3年5月31日に、株式会社ディーソール(番号16)の完全子会社にデータプリントサービスに関する事業を全部譲渡し、同日以降、データプリントサービスを請け負う事業を営んでいない。